

## **【事案Ⅲ－５】自然災害共済金請求**

・2025年6月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

2023年の落雷により石油給湯器が被害を受けたため、申立人が火災共済金を請求したところ、業者見積金額と被申立人の認定額の差が大きかったことを不服として、見積額全額の支払いを求めたもの。

### **<申立人の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨**

被申立人は、落雷被害に対する共済金として、業者見積金額81万円を支払え、との判断を求める。

#### **2. 申立ての理由**

落雷により石油給湯器に被害が発生し、被申立人に対し業者見積金額81万円を共済金として請求したが、支払額は59万円になるとの回答がなされた。被申立人に再検討を要求したが、回答が変わらなかったことに不服である。

### **<共済団体の主張>**

#### **1. 申立ての趣旨に対する答弁**

申立人の請求は認められないとの裁定を求める。

#### **2. 申立ての理由に対する答弁**

申立人は落雷により実際に被害にあった石油給湯器と同等の石油給湯器及び浴室リモコンの価格の業者見積書を被申立人に提出したが、その価格は市場の実勢価格とは大きく離れたものであったことから、定価の60%を市場価格相当額と認定し、これに部品代や工事費等を加算した上、特約による臨時費用等を加算し、支払共済金額合計59万円を提案したものである。

### **<裁定の概要>**

「申立人の請求は認められない」と裁定し、裁定手続を終了した。

申立人が主張する業者見積金額を支払った領収書等の提出はなく、また、共済の対象の所在地において本件落雷被害があった当時、同等給湯器等を定価でしか購入できなかったとか、上記市場価格相当額では到底購入できなかったといった事情をうかがわせる資料は見当たらない。よって、被申立人が、被害に遭った給湯器等の再取得価額を同等給湯器等の定価の60%(市場実勢価格に10%上乘せ)である上記市場価格相当額と査定し、これに部品代や工事費等を加算した共済金額には合理性がある。